

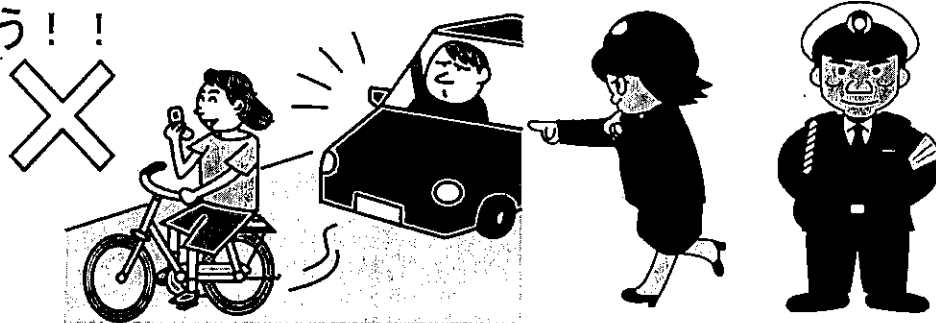
～自転車の交通反則通告制度(青切符)の適用開始～

令和8年4月から16歳以上の自転車運転者を対象とした

交通反則通告制度(青切符)

が適用開始となり、約1ヶ月が経ちました。

自分や家族、友達を守るためにも、今一度自転車のルールを再確認しましょう！！



「自転車安全利用五則」を守りましょう！

《 自転車安全利用五則 》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となりました。
事故や転倒した際、頭部への被害軽減のため、必ずヘルメットを着用しましょう！

《自転車の交通違反について》

令和8年4月から、16歳以上の自転車運転者が一定の交通違反をした場合に、交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)の適用が開始されています。

反則行為の一例と反則金の額

- 携帯電話の使用(保持) : 12,000円
- 信号無視 : 6,000円
- 車道の右側通行 : 6,000円
- 一時不停止 : 5,000円



警察庁作成
自転車ルールブック



警察官が現場で現金を受けとることは、ありません！！！！